

# 身近な各種支援策のご紹介

遠軽商工会議所 TEL42-5201 (指導課)

## 雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の対象となります。(平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」(※1)となっている場合を除き雇用保険の対象となりません。)

○平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

- ・雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、事業管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。

○平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

- ・雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。

事業管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。

○平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者(※1)である労働者を、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

- ・ハローワークへの届出は不要です。自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。
- (※1) 65歳に達した日の前日から引き続いて、65歳に達した日以後の日においても雇用されている被保険者
- (※2) 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。

★—————★—————★—————★—————★—————

## 足場の組立・解体・変更作業に従事できなくなります！！

### 「足場作業特別教育」のご案内

平成27年7月1日、労働安全衛生規則の改正に伴い、足場作業に就く方は、【足場作業特別教育】を受けなければ、足場の組立・解体または変更の作業に就くことができなくなります。現在、業務従事者である方々には、受講時間の一部が免除された特別教育の受講が認められてお

ります。この実施期間は平成29年6月末日で終了します。

平成29年7月以降は、6時間の特別教育の受講が必要となりますので、この経過措置期間に特別教育を修了させるようご考慮ください。

遠紋地域人材開発センターでは、現在、足場組立て等の作業に従事されている「現在従事者」の方々への特別教育を下記日程により開催いたします。

この機会に是非、受講くださいますよう、ご案内申し上げます。

実施場所 平成29年2月16日（木） 9：00～12：40  
会場 遠紋地域人材開発センター 2階1号教室  
定員 50名 ※定員になり次第、または2月6日（月）に締め切ります。  
また、受講人数によっては延期になる場合もあります。  
受講料 5,800円（テキスト代・消費税を含む）

お申込み・お問合せ先 遠紋地域人材開発センター  
遠軽町岩見通北10丁目1-4 42-4037

---

## 小規模持続化補助金の公募について

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓等の取り組みや、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

小規模事業者が、商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の3分の2を補助します。補助上限額50万円

**受付締切 平成29年1月27日（金）**

※申請には「計画書の作成」や「商工会議所での書類の確認」が必要なため、締め切り日まで余裕を持った日程で、ご相談ください。

---

## 遠軽町各種補助制度

### （1）遠軽町企業振興促進補助金

遠軽町では、企業の立地を促進するために、町内に工場等を新設・増設・移転される企業に対する助成を行っています。

【対象施設】

工場（高度な技術による農・工業製品開発のための試験研究施設）  
ソフトウェア施設、観光施設、宿泊施設、林業施設

【助成内容】

1. 新設、増設、移転に伴い増加する従業員が5人以上で、固定資産の投資総額が3千万円以上の場合  
→基準年度から5年間、対象資産の固定資産税と都市計画税の相当額  
→増加する従業員1人につき50万円（上限1,500万円を5年分割）
2. 新設、増設、移転に伴い増加する従業員が5人未満または雇用がないもので、固定資産の投資総額が500万円以上のもの  
→対象固定資産の投資総額の3割（上限1,000万円を5年分割）

## （2）遠軽町店舗近代化に係る助成

町内で小売業または飲食サービス業の店舗近代化を行い、以下の要件を満たされている方に対して、店舗近代化経費の3割以内の額（上限500万円）を助成します。助成金は3年にわたり3回分割で交付されます。

【要件】

- ・営んでいる業種が小売業または飲食サービス業である
- ・中小企業者である

業種	資本金または出資総額	常時雇用の従業員数
小売業	5千万円以下	50人以下
飲食サービス業	3億円以下	300人以下

- ・町内に事業所があるまたはこれから設置する
- ・店舗近代化に係る工事の契約を町内事業者と結んでいる
- ・店舗近代化に係る固定資産（建物・土地・償却資産）の投資総額が300万円以上である
- ・町税の滞納がない
- ・同じ事業を対象に、国・道・町から他の補助金等を受けていない
- ・他に町商工業振興条例による助成金の交付期間中である事業がない
- ・事業着手の1カ月前までに町へ事業計画書を提出していただく

## （3）遠軽町特産品開発支援制度

平成28年4月1日から特産品の開発を支援する補助制度がスタートしました。

【補助対象者】

補助金の対象者は、次の要件をすべて満たす方です。

- ・町内に住所を有する法人、団体または個人
- ・町税等をすべて納付している方

【補助対象事業・補助率等】

① 新商品の開発

- 地域資源等を生かした特産品等を新たに開発・商品化し、宣伝する事業
- ・補助対象経費の3分の2（限度額50万円、下限額10万円）

## ② 既存商品の改良

地域資源を生かして町の魅力を発信できるような外装デザイン等を改良する事業

- ・補助対象経費の2分の1（限度額30万円、下限額10万円）

※地域資源とは？

町内で生産された農林水産物のほか、自然、風土、歴史、文化その他地域の特性を有するものをいいます。

※特産品等とは？

地域資源を活用して製造された商品で、まちの魅力を発信につながるものをいいます。

### 【ご相談・お申込み】

遠軽町企業振興促進補助金・店舗近代化・特産品開発支援に係る助成につきましては、お早目に遠軽町経済部商工観光課（Tel42-4819）へご相談ください。

## （4）遠軽町の若者を対象に大型免許等の資格取得費の一部を助成します

若年層の就業機会の拡大や、バス運転手などの人材確保を目的に、平成28年度も引き続き、大型免許等資格取得に係る費用の一部を助成します。

### 【補助対象免許】

- 第一種免許・・・大型免許、中型免許、大型特殊免許、けん引免許
- 第二種免許・・・大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、けん引免許

### 【助成対象者】

申請本人が免許を取得し、申請時に次の4項目すべてを満たす方が対象になります。

- ① 遠軽町の住民基本台帳に3年以上継続して記録されている方  
または、遠軽町の住民基本台帳に記録され、町内事業所に勤務している方
- ② 第一種～18歳以上40歳未満の方  
第二種～21歳以上65歳未満の方
- ③ 対象となる免許を取得し、教習料金を支払った方
- ④ 本人および同一世帯全員が町民税や国民健康保険料などに滞納がない方

### 【助成対象経費と助成額】

免許取得に係る教習料金を対象経費とし、半額（限度額20万円、千円未満切り捨て）を助成します。

平成28年度から、1人につき年度内2回まで申請できるようになりました。

### 【対象となる期間】

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに免許を取得した方

### 【申請に必要なもの】

助成を希望される方は、免許交付30日以内に、次の書類を遠軽町総務部企画課に提出してください。

- ① 遠軽町大型免許等資格取得支援事業交付申請書
- ② 資格取得を証明する書類（運転免許証の写し等）
- ③ 資格取得に要した費用の領収書（教習所等が発行したもので、領収印があるもの）

## 金融制度関連

### (1) 遠軽町中小企業振興資金

#### 制度の概要

- 融資対象
  - ・町税を完納している方
  - ・町内に独立した事業所店舗を有し、1年以上経営している方で、従業員数が50人以下の会社、または中小企業等協同組合法による事業協同組合または個人
- 融資額 1,500万円以内
- 融資期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
- 利率 3年以内2.3% (1.28%) 5年以内2.5% (1.44%)  
7年以内2.7% (1.60%) 10年以内2.9% (1.76%)  
※利子補給後の実質金利 (金利は12月25日現在)
- 保証人・担保 保証人 個人・・・不要 法人・・・代表者を保証人とする  
担保 金融機関が必要とする場合に徴求  
信用保証協会の保証つき
- 利子補給 利子補給率 = (融資利率 - 0.7) × 0.2 + 0.7  
(償還利息に対して半年毎に支給)
- 保証料補助 信用保証料全額補助 (償還終了後、一括支給)
- 申込先 北洋銀行遠軽支店、遠軽信用金庫

### (2) マル経融資制度

#### 制度の概要

- 融資対象
  - ・常時使用する従業員が20人以下 (商業・サービス業は5人以下) の法人、個人事業主の方
  - ・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6か月以上受けている方
  - ・原則として同一地区で最近1年以上事業を行っている方
  - ・商工業であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 融資額 2,000万円以内
- 融資期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
- 利率 1.16% (12月25日現在)
- 保証人・担保 保証人および担保は不要
- お問い合わせ先 当会議所指導課へご連絡ください。

### (3) 国の教育ローン

- ご融資額 学生お一人につき350万円以内 返済期間 15年以内
  - 金利 1.81% (12月25日現在) 母子家庭の方は 1.41%
- ※入学資金のほか、受験にかかった費用、住居にかかる費用や教材費、パソコン購入費等も融資の対象となります。

## 4. 人材養成関連

中小企業大学校旭川校研修

中小企業大学校旭川校における今年度の研修予定は以下の通りとなっています。

### 【今後の研修内容】

#### ★戦略思考と意思決定力レベルアップ講座

1月23日(月)～25日(水) 受講料31,000円

#### ★わが社の業務改革推進講座

1月26日(木)～27日(金)

2月23日(木)～24日(金) 延べ6日間

3月16日(木)～17日(金) 受講料58,000円

#### ★経営に活かす会計情報活用法

1月27日(金) 1日間 受講料16,000円

#### ★経営に活かす人材育成の考え方・進め方

2月 2日(木)～ 3日(金) 延べ4日間

3月 2日(木)～ 3日(金) 受講料38,000円

#### ★キャッシュフロー経営と利益・資金計画

2月 7日(火)～10日(金) 受講料38,000円

#### ★新たな市場を切り拓くためのマーケティング

2月14日(火)～16日(木) 受講料31,000円

#### ★運送業がドライバー不足を解消し経営力を高めるための人材育成

2月21日(火)～22日(水) 受講料22,000円

#### ★ネット活用による販路開拓の進め方

3月 8日(水)～10日(金) 受講料31,000円

#### ★社員のやる気と能力を引き出すリーダーシップ

3月13日(月)～15日(水) 受講料31,000円

※中小企業旭川校には、宿泊施設(1泊3,000円)が完備されています。

お申込みお問い合わせは、遠軽商工会議所(Tel42-5201)担当：北野までどうぞ

遠軽信用金庫では、「中小企業大学校旭川校」で開催される研修会、講習会およびセミナー等に経営者および従業員を派遣する場合、受講料を助成しております。

詳しくは、遠軽信用金庫本店(Tel42-2141)へお問い合わせください。